

見積一覧表

契約の方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当）		
当該業者を選定した理由	上記が第1号（少額随意契約）以外の場合に記載すること。 別紙のとおり		
工事番号	五教文ス第4号	発注担当課	文化スポーツ課
工事名	五所川原市つがる克雪ドーム大規模改修（可動設備）工事		
工事場所	五所川原市大字唐笠柳字藤巻 地内		
工事期限	平成29年12月15日	工事の種類	機械器具設置工事
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・開閉屋根歩行警告灯復旧工事（信号灯4箇所） ・開閉屋根、起振装置工事（制御盤一式、屋根及び起振装置用インバーター制御プログラム） ・可動台車手摺工事（手摺18m W900×H850） ・分割ネット補修工事 ・非常停止スイッチ、風速計、リミットスイッチ、直流電源装置更新。 		
予定価格（税抜き）※	25,500,000円	最低制限価格の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 有
見積依頼業者 （契約の相手方）	見積書記載金額（円）	摘 要※	
三菱重工メカトロシステムズ(株)	25,480,000	7/12	
備考			
<p>見積額（契約額）は、見積書記載金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。</p>			

※ 契約締結後に公表する場合は、予定価格と摘要欄に契約締結日を記載すること。

別紙

随意契約理由書

つがる克雪ドームは、建築基準法に定められていない屋根の可動開閉機構を実現するため、旧建築基準法 38 条による評定を経て、国の大臣認定を取得した上で建設されたものである。

旧建築基準法 38 条は、平成 17 年の法改正により削除されており、当時 38 条を持って建設された施設については、増改築や用途変更を行う場合、既存不適格建築物として現行法に基準を合わせる必要があったが、平成 27 年の改正で同法 38 条が復活している。

同法で、大臣認定された建築物については、建築基準法に定める適合基準ではなく、大臣認定された当時の基準に合わせる必要があり、三菱重工メカトロシステムズ(株)以外の業者に改修工事を行わせる場合、同様の技術をもって可動設備の改修や緊急停止システムの構築を行うことは不可能である。

三菱重工メカトロシステムズ(株)以外の業者に行わせる場合は、現行法に適合するように仕様そのものを変更するか、国土交通省の大臣認定を再度申請し認定をもらう必要があるが、いずれの方法も認可に要する時間と新規に設備やシステムを構築するための費用を大幅に要することが明らかである。

そのため、当施設の中でも可動機構については、認定時の仕様を継続することが、時間的にも費用的にも最善であると考えられ、また、安全性の観点からも当時の大臣認定同様に判定を行うことができる業者もないことから、今後とも施設の継続性を含め、三菱重工メカトロシステムズ(株)の責任において、メンテナンスを含めることを前提に、施設の維持を図ることが最善であるため随意契約を行うものとする。

(特殊の構造方法又は建築材料)

第三八条 この章の規定及びこれに基づく命令の規定は、その予想しない特殊の構造方法又は建築材料を用いる建築物については、国土交通大臣がその構造方法又は建築材料がこれらの規定に適合するものと同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。